平成２３年（フ）第２１７号
山形市双月町４丁目６番37号　藤田アパート、前住所福岡市南区曰佐３丁目５番31号
債務者　栗田　優子
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２０号
山形県西村山郡大江町大字左沢145番地
債務者　堀　　千治
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４２６号
沖縄県糸満市字南波平69番地
債務者　上里朝里沙
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１４２１号
埼玉県上尾市大字今泉151番地14　レオパレスＫｏｙａｍａⅢ―101
債務者　広沢　奈緒（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７３２号
さいたま市岩槻区東町１丁目７番12号
債務者　鳥澤喜和子（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７３６号
埼玉県新座市東北２丁目１番41号　シャルム大山502号室、旧住所埼玉県志木市本町５丁目１番27―301号
債務者　茂木　隼人
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７４１号
埼玉県久喜市桜田３丁目６番１―407
債務者　高木　　健
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７５０号
埼玉県蕨市南町２丁目13番11号　アドバンスⅢ305号、旧住所東京都練馬区貫井５丁目12番６号　金子荘201号
債務者　塩木　洋子
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７６９号
埼玉県鴻巣市前砂441番地４
債務者　高橋寿美江
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７７７号
埼玉県川口市末広１丁目25番13号
債務者　稲田　照子
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７７８号
さいたま市見沼区大字南中野795番地　ウスクラパステル105
債務者　井上　章子
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７８３号
埼玉県川口市並木４丁目15番23号　エステート西川口Ⅱ―206号
債務者　伊東　　弘
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７８６号
さいたま市南区南浦和３丁目22番16号　第５グリーンハイツ207
債務者　桑原　春司
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７９５号
埼玉県川口市東川口５丁目27番１号　ホワイトハウス105号
債務者　沖見　正義
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８０６号
埼玉県久喜市青葉４丁目25番地10　メルベーユ１号館302号室
債務者　中島　良太
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８１６号
埼玉県上尾市大字向山549番地５　日建シェトワＮＯ３―201
債務者　高柳　倫子
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８４２号
埼玉県上尾市愛宕１丁目６番６号　パールハイツ102
債務者　神戸万朱美
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係